七の二　平成十二年四月から平成十五年三月までの期間の全部又は一部の期間に係る各月の分の老齢年金給付を支給する当該基金又は連合会の当該月の分の老齢年金給付の受給権を有する者であって、老齢厚生年金等の受給権者であるものについて、当該基金又は連合会が当該月の初日において解散したものと、当該受給権者である者を同日において当該基金又は連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示各号の規定の例により計算した額の合計額を十二で除して得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

七の三　平成十五年四月から平成十七年三月までの期間の全部又は一部の期間に係る各月の分の老齢年金給付を支給する当該基金又は連合会の当該月の分の老齢年金給付の受給権を有する者であって、老齢厚生年金等の受給権者であるものについて、当該基金又は連合会が当該月の初日において解散したものと、当該受給権者である者を同日において当該基金又は連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示各号の規定の例により計算した額の合計額を十二で除して得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

七の四　平成十七年四月から平成十九年三月までの期間の全部又は一部の期間に係る各月の分の老齢年金給付を支給する当該基金又は連合会の当該月の分の老齢年金給付の受給権を有する者であって、老齢厚生年金等の受給権者であるものについて、それぞれ廃止前平成十六年告示第一号イ及び第二号イの規定の例により計算した額の合計額（六十五歳未満の者については、廃止前平成十六年告示第一号イの規定の例により計算した額の合計額。次号、第八号の四及び第八号の五において同じ。）を十二で除して得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

七の五　平成十九年四月から平成二十六年三月までの期間の全部又は一部の期間に係る各月の分の老齢年金給付を支給する当該基金又は連合会の当該月の分の老齢年金給付の受給権を有する者であって、老齢厚生年金等の受給権者であるものについて、それぞれ廃止前平成十六年告示第一号イ及び第二号イの規定の例により計算した額（厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に係る当該額については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第百三十二条第二項又はこれに相当する規定に規定する額を平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百三十二条第四項又はこれに相当する規定に規定する額として計算した額）の合計額を十二で除して得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

七の六　平成二十六年四月から基金又は連合会が解散した月までの期間の全部又は一部の期間に係る各月の分の老齢年金給付を支給する当該基金又は連合会の当該月の分の老齢年金給付の受給権を有する者であって、老齢厚生年金等の受給権者であるものについて、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号イ及び第二号イの規定の例により計算した額（厚生年金保険法第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に係る当該額については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百三十二条第四項又はこれに相当する規定に規定する額を平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百三十二条第四項又はこれに相当する規定に規定する額として計算した額）の合計額（六十五歳未満の者については、平成二十六年中途脱退者告示第一号イの規定の例により計算した額の合計額）を十二で除して得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

八　平成十一年十月から平成十二年三月までの期間に係る各月の分の老齢年金給付（第七号に掲げる額の算定に係る月の分の老齢年金給付を除く。）を支給する基金の加入員若しくは加入員であった者又は連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十条第一項に規定する中途脱退者（以下「中途脱退者」という。）若しくは解散基金加入員のうち、厚生年金保険法第四十二条第二号に該当する者（厚生年金保険法附則第十四条の規定又は法令の規定により厚生年金保険法第四十二条第二号に該当するものとみなされる者を含む。）であって老齢厚生年金の支給開始年齢に達しているもの、厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項に規定する特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であって当該特例老齢年金の支給開始年齢に達しているもの又は旧法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしている者であって当該老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金の支給開始年齢に達しているもの（以下「老齢厚生年金等支給開始年齢到達者」という。）について、当該基金又は連合会が当該月の初日において解散したものと、当該老齢厚生年金等支給開始年齢到達者を同日において当該基金又は連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示各号の規定の例により計算した額の合計額を十二で除して得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

八の二　平成十二年四月から平成十五年三月までの期間に係る各月の分の老齢年金給付（第七号の二に掲げる額の算定に係る月の分の老齢年金給付を除く。）を支給する当該基金の加入員若しくは加入員であった者又は当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者若しくは解散基金加入員のうち、老齢厚生年金等支給開始年齢到達者について、当該基金又は連合会が当該月の初日において解散したものと、当該老齢厚生年金等支給開始年齢到達者を同日において当該基金又は連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示各号の規定の例により計算した額の合計額を十二で除して得た額に昭和六十年改正法附則第八十四条第四項の政令で定める率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

八の三　平成十五年四月から平成十七年三月までの期間に係る各月の分の老齢年金給付（第七号の三に掲げる額の算定に係る月の分の老齢年金給付を除く。）を支給する当該基金の加入員若しくは加入員であった者又は当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者若しくは解散基金加入員のうち、老齢厚生年金等支給開始年齢到達者について、当該基金又は連合会が当該月の初日において解散したものと、当該老齢厚生年金等支給開始年齢到達者を同日において当該基金又は連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示各号の規定の例により計算した額の合計額を十二で除して得た額に昭和六十年改正法附則第八十四条第四項の政令で定める率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が当該月の初日において解散したものと、当該老齢厚生年金等支給開始年齢到達者を同日において当該基金又は連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示各号の規定の例により計算した額の合計額を十二で除して得た額に昭和六十年改正法附則第八十四条第四項の政令で定める率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

八の四　平成十七年四月から平成十九年三月までの期間に係る各月の分の老齢年金給付（第七号の四に掲げる額の算定に係る月の分の老齢年金給付を除く。）を支給する当該基金の加入員若しくは加入員であった者又は当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者若しくは解散基金加入員（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。次号及び第八号の六において同じ。）のうち、老齢厚生年金等支給開始年